平成２３年（フ）第２５７６号
札幌市豊平区平岸４条１丁目１番11―104号
債務者　谷地　啓介
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８０号
札幌市中央区南13条西11丁目２番10号　マウントハイム101号
債務者　石田　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８２号
北海道石狩市樽川８条３丁目23番地
債務者　土谷　　泉
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６０号
札幌市手稲区曙１条１丁目５番28号　コーポひろ201号
債務者　五十嵐政孝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９号
群馬県高崎市緑町１丁目10番地９　すとりーむ緑ハイツＣ201号
債務者　中山志津子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３１５号
群馬県藤岡市鮎川131番地１　鮎川ハイツＡ―Ｃ
債務者　柳澤　美樹（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４２６号
静岡県浜松市中区東伊場２丁目18番20号　ハーモニー101号室
債務者　髙岸　陽介
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
静岡県浜松市浜北区高薗361番地
債務者　川合　　博
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３００号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　誠和荘
債務者　井藤健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５１号
大阪府松原市上田８丁目７―２―508、住民票上の住所大阪府松原市別所６丁目12番30号
債務者　三谷　大貴
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
堺市東区西野347番地
債務者　ＮＡＣニューアグリカルチャーこと
稲山　泰三
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６３号
堺市北区北長尾町３丁４番18号
債務者　宮田多賀子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１５号
堺市南区茶山台３丁22番２―309号
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１７号
堺市堺区協和町３丁151番地　中団地４号館806号
債務者　平川　貴美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２４４号
大阪府藤井寺市小山７丁目1221番地の16
債務者　川中　和男
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
神奈川県平塚市立野町30番17―301号　エメラルドプラザ
債務者　レイエス　マルヤマ　オスカル　エンリケ（通称丸山竜也、丸山オスカル）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部